

平成 22 年度税制改正に関する重点要望事項

平成 21 年 10 月 27 日

日本税理士会連合会

1. 給与所得の上限設定（建議項目 1）

現在の給与所得控除額は上限なく比例的に認められているが、一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分の収入について経費が比例的に増加するとは必ずしも言えず、実態を反映しているとは考えられない。したがって、一定額以上の高額な給与収入については、給与所得控除額に限度額を定めるべきである。

2. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ（建議項目 9）

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については 3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業者に対しては、平成 22 年 3 月までの間、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満とすべきである。

3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止（建議項目 10）

平成 18 年度改正により導入された本制度は、例えば個人事業者が法人成りをした場合の課税ベースの剥落などへの対応を図るものであるとされている。その後、質疑応答事例等の公表により適用対象会社の範囲が明らかとなり、また、適用除外の基準所得金額の引上げにより適用割合が縮減された。しかし、会社から資金流出している部分に課税が行われることについては、中小企業者の理解と納得が十分に得られているとはいえない状態である。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

4. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し等（建議項目 11）

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。交際費等の範囲を見直し、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

5. 受取配当等の益金不算入制度の見直し（建議項目 12）

支払法人側で既に課税済みの配当等について受取法人側でも課税することは、二重課税となっているのは明らかであり、益金不算入割合を 100%に引き上げるべきである。なお、受取配当等の益金不算入制度について、当初申告記載額要件を見直すべきである。

（添付資料）

平成 22 年度・税制改正に関する建議書